景観計画区域内における行為の廃止届出書

年 月 日

福島県知事

住 所 届出者 (法人にあっては、主たる事務所の所在地) 氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号

福島県景観条例第11条第2項の規定により、景観計画区域内における行為の廃止について、次のとおり届け出ます。

行為の届出日	年 月 日
行為の種類	(1) 建築物の ア 新築 イ 増築 ウ 改築 エ 移転
	建築等 オ 外観の変更(修繕・模様替・色彩の変更)
	(2) 工作物の ア 新設 イ 増築 ウ 改築 エ 移転
	建設等 オ 外観の変更(修繕・模様替・色彩の変更)
	(3) 開発行為
	(4) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更
	(5) 木竹の伐採
	(6) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積
	(7) 水面の埋立て又は干拓
行為の場所	
行為の廃止日	年 月 日
備考	
※ 受 付 日	年 月 日

備考

- 1 「行為の種類」の欄は、該当する番号及び記号を○で囲むこと。
- 2 ※の欄は、記入しないこと。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とし、縦長にして用いること。